

平成31年度「学校いじめ防止基本方針」

(平成31年4月19日更新)

学校番号	63	課程
学校名	福岡県立久留米筑水高等学校	全日制 定時制 通信制

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

生徒の学習活動・課外活動・生徒会活動等の学校教育活動全体を通じて、道徳教育の充実と推進を図り、学校の内外に関わらずいじめの起こりにくい環境づくりや防止に努めるため、様々な手段を講じていじめに関する情報収集を行う。より実効性の高い取組を実施するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止への対策を点検し、実情に応じて見直し、より実効性の高い取組を目指し、いじめを未然に防ぎ、早期発見に努める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- ① 策定した「学校いじめ防止基本方針」については、学校ホームページに掲載する等の措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明すること。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組み改善を図ること。
- ③ 生徒会を中心に全校集会等でいじめ防止の啓発活動を実施する。
- ④ 学年・学科集会等で継続的にいじめ防止の啓発を行う。
- ⑤ 学校行事を通して良好な人間関係づくりを行う。
- ⑥ 遅刻・欠席（連続・断続）等の出席状況を把握する。
- ⑦ 教育相談委員会においていじめに関する情報を収集し全職員への共有化を図る。
- ⑧ PTA 総会や学校便り（筑水通信）を通じて学校での取組を説明する。
- ⑨ 全教職員による校内巡回を適宜行う。
- ⑩ 職員研修の実施

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）いじめの認知と基本的考え方

いじめの認知については、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が

発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう職員の意識を高める校内研修を実施する。又、教師間のコミュニケーションを活発化し、情報の共有化と共通認識を図り生徒の実態把握を円滑にし、家庭との連携を密にして情報収集に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

○毎月いじめアンケート又は学校生活アンケートを実施し、気になる生徒の把握に努める。

○相談箱を活用し、情報の収集に活かす。

○家庭用いじめに関するチェックリストを活用して保護者からの情報を収集する。

○面談週間を通して、気になる生徒の情報を把握しいじめの早期発見に努める。

○学級・学習・課外活動における、担当者間の連携を密に情報を共有する。

○いじめ防止対策委員会への迅速な報告体制を整える。

○ネット上のトラブル防止のため講演会及びネットパトロール等を随時実施する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者がいることを理解し、適切に対応し被害生徒及び情報提供生徒の安全を守る。

いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」5項）

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

被害者の保護を最優先に寄り添い身体的、精神的支援を行う。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめの背景等を掌握し、精神的支援を並行しつつ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その後、いじめに至る原因の分析を行い、教職員全員・保護者の共通理解を図り、再発の防止に努める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

人間関係の再構築を目指し、個別指導・集団指導を並行して行う。状況に応じて関係機関との連携を図り、再発防止に努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

問題の書き込み等については早急に削除し、情報に関する生徒の意識調査を元に、情報に関する再教育を行い、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって容易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安のかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

以上をもとに、いじめ防止対策委員会で協議・判断しいじめの解消とする。

(8) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

5 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（この項は原文のまま、転載すること）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

いじめの兆候が見られたら、当事者・周辺生徒への聞き取り調査を迅速に行う。
職員は複数で調査し客観性を担保して、早急に情報を得ると共に、教育委員会への連絡をとおして県知事への第1報を入れる。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査によって明確となった事実関係については、被害生徒・保護者への適切な情報提供を行うと共に、対応した組織の代表者は、教育委員会への連絡をとおして県知事への速やかな報告を行う。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と確認行い、情報の共有を行う。
- いじめであるかどうかの判断を行う。
- 関係生徒への事実関係の聴取と確認。及び、指導や支援体制などの対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- 重大事態に係る事実関係の調査
- 調査結果について関係生徒及び保護者への情報提供
- 重大事態の発生にともなう県教育委員会を通じた知事への報告

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価評価項目に位置付け、学校がいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ防止対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

①いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじ

めの問題に対して学校が、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。

②いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。